

46企局第710号
昭和46年6月4日

通商産業局長 殿

通商産業省企業局長

前払式割賦販売業者等に対する監督指導の強化について

前払式割賦販売業者及び割賦購入あっせん業者の監督については、立入検査、報告徴収等によりその万全を期しているところではありますが、最近においてこれらの業者の倒産等の事例が生じていることは、誠に遺憾に思います。

これは各業者の不適正な営業方法等に起因するものと考えられますが、今後貴局においてもこれら業者の実態の変化を把握するとともに割賦販売法の適用を更に厳にし、倒産等の防止等について適切な指導監督に努め、もって消費者保護の万全を期するようお願いします。